

【イ】聴覚に関する配慮事項（「4 受験上の配慮事項」（→6 ページ）も併せて参照してください。）

対象となる者	全ての科目において配慮する事項（例）
①両耳の平均聴力レベル（注 1）が 60 デシベル以上の者	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳士等の配置及び注意事項等の文書による伝達（注 2） （両耳の平均聴力レベル（注 1）が原則として 60 デシベル以上の者） ・注意事項等の文書による伝達（注 2）
②上記以外で聴覚に関する配慮を必要とする者	<ul style="list-style-type: none"> ・座席を前列に指定（注 3） ・補聴器又は人工内耳の装用（注 4）

（注1） 「両耳の平均聴力レベル」とは、右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルであることを意味します。

（注2） 注意事項等の文書による伝達とは、試験室で監督者が口頭で指示することを文書にし、受験者に配付するものです。

（注3） 「座席を前列に指定」以外で、試験室内での座席位置の配慮を希望する場合には、希望する座席位置を受験上の配慮申請書「㉗その他の希望配慮事項等」欄に記入してください。

（記入例）

- ・座席を試験室正面に向かって右側に指定
- ・座席を試験室正面に向かって左側に指定
- ・座席を最前列に指定
- ・座席を2～3列目に指定

（注4） 無線通信機能（FM電波やBluetooth等）を用いた補聴援助システムは使用できません。FM電波等の受信機能がある場合は、その受信機能のスイッチを切って使用してください。

リスニングにおいて配慮する事項（例）	必要な申請書類
<ul style="list-style-type: none"> ・両耳の平均聴カレベル（注1）が原則として60デシベル以上の重度難聴者等で、リスニングを受験することが困難な者 リスニングの免除（注5） ・上記以外の者 音声聴取の方法（注6） 試験室：一般受験者と同室 	<ul style="list-style-type: none"> ・受験上の配慮申請書（→39ページ） ・診断書（聴覚障害関係）（→45ページ） <p>※リスニングの免除を申請する場合は、状況報告書（リスニング免除）（→55ページ）も併せて必要になります。</p>

（注5） リスニングを免除した者については、大学入試センターから、英語のリーディングの成績とリスニングを免除した旨の情報を大学へ提供します。

（注6） 音声聴取の方法については、ICプレーヤー付属のイヤホンを使用する方法に代えて、以下の方法を申請することもできます。その場合は、**受験上の配慮申請書「④聴覚に関する配慮事項」の「リスニングにおける音声聴取の方法」欄で、希望する音声聴取の方法を選択してください。**

- ・イヤホン又はヘッドホンの持参使用（Bluetooth等の無線通信機能は使用できません。）
- ・CDプレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式（別室）
- ・補聴器を外してイヤホンを使用
- ・補聴器又は人工内耳のコネクターに持参したコードを接続
- ・ヘッドホンの貸与

なお、リスニングの音声は、左右とも同一の音声モノラルで流れます。

難聴や耳鳴等により片耳用のイヤホンの使用を希望する場合は、「イヤホン又はヘッドホンの持参使用」を選択してください。

また、「イヤホン又はヘッドホンの持参使用」や「補聴器又は人工内耳のコネクターに持参したコードを接続」等を許可された場合は、ICプレーヤーとの接続等を試験実施前に確認する必要があります。そのため、受験票に記載された「問合せ大学」に連絡してください。

【備考】

- 1 タオル（サイズは問わない。）又は座布団等の持参使用のみを希望する場合は、受験上の配慮申請書による申請は必要ありません。詳しくは、受験案内15ページを参照してください。
- 2 上表及び「4 受験上の配慮事項」（→6ページ）に記載がない配慮事項を希望する場合は、事前に大学入試センター事業第1課（→裏表紙）に相談してください。
- 3 病気・負傷や障害等によりマスクを着用できない場合は、配慮申請が必要になります。（→表紙裏）